1084	*N*，*N*－ジシクロヘキシルアミン	(3)－2259
1085	テトラヒドロメチル無水フタル酸	(3)－2686 (3)－2451
1086	りん酸トリトリル	(3)－2479 (3)－2522 (3)－2613
1087	ビフェニル	(3)－3363
1088	2－フェニルフェノール	(4)－13
1089	3，3′－ジメチルビフェニル－4，4′－ジイル＝ジイソシアネート	(4)－19 (4)－33
1090	1，5－ナフタレンジイル＝ジイソシアネート	(4)－527
1091	エチレンイミン	(5)－2
1092	テトラヒドロフルフリルアルコール	(5)－56
1093	*N*－ビニル－2－ピロリドン	(5)－114
1094	1，3－ジオキソラン	(5)－500
1095	ピリジン	(5)－710
1096	ε－カプロラクタム	(5)－1097
1097	1，3，5，7－テトラアザトリシクロ［3．3．1．1^{3,7}］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）	(5)－1155

○厚生労働省
環境省
○経済産業省告示第十三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十五条の規定に基づき、次に名称を掲げる第二種監視化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十二年四月一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第25条の規定に基づき、指定を取り消した第二種監視化学物質の名称	整理番号
681	ペルフルオロオクタンスルホン酸	(2)－1595
683	リチウム＝ペルフルオロオクタンスルホナート	(2)－2810
684	ナトリウム＝ペルフルオロオクタンスルホナート	(2)－2810
685	カリウム＝ペルフルオロオクタンスルホナート	(2)－2810

○農林水産省告示第五百四十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年産（群馬県の蚕繭にあっては、平成二十三年産）の農作物及び蚕繭から適用する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

「

第一区分		ばれいしょ、法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆、法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（未成熟子実に限る。）、小豆、いんげん及びホップ
第二区分		法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（未成熟子実を除く。）
第三区分		てん菜
第四区分		そば
第五区分		スイートコーン及びかぼちゃ
第六区分		たまねぎ

」を

「

第一区分		法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆、法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（未成熟子実に限る。）、小豆、いんげん及びホップ
第二区分		法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆（未成熟子実を除く。）
第三区分		てん菜、そば、スイートコーン及びかぼちゃ
第四区分		ばれいしょ及びたまねぎ

」

に改め、同表群馬県の項を削る。

○農林水産省告示第五百四十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年産（蚕繭にあっては、平成二十三年産）の農作物及び蚕繭から適用する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

表中

「

都道府県		畑作物共済の共済目的の区分及び各区分に属する畑作物共済の共済目的
群馬県	第一区分	大豆
	第二区分	春蚕繭
	第三区分	初秋蚕繭
	第四区分	晩秋蚕繭

」を

「

都道府県		畑作物共済の共済目的の区分及び各区分に属する畑作物共済の共済目的

」

に改める。

○農林水産省告示第五百四十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第二十四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する種苗の配布区域を定める件（昭和四十六年二月一日農林省告示第百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

第一号の表第一区の項中「渡島支庁管内、檜山支庁管内」を「渡島総合振興局管内、檜山振興局管内」に改める。

第一号の表第七区の項中「渡島支庁管内及び檜山支庁管内」を「渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内」に改める。

○農林水産省告示第五百四十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定に基づき、次の区域の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年四月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　工事の区域

山形県七五三掛地すべり防止区域（平成三年十月二十四日農林水産省告示第千三百一号による指定及び平成二十二年二月九日農林水産省告示第三百二号による追加指定）

二　工事開始の日

平成二十二年四月一日